

(仮称) 箕面市立ワークセンター小野原 に関する説明会

2020年1月19日

箕面市 健康福祉部 障害福祉室

本日の説明内容

1. 箕面市が進める福祉のまちづくり p.1
2. 障害者の日常を支える市内サービス基盤 p.2
3. 障害者の日常を支える市内サービスの種類 p.3
4. 生活介護の一日のスケジュール（例） p.4
5. 生活介護の利用者 p.5
6. なぜ障害者施設を作るのか p.6
7. (仮称)箕面市立
ワークセンター小野原の概要①(場所) p.8
8. (仮称)箕面市立
ワークセンター小野原の概要②(建物) p.9

箕面市が進める福祉のまちづくり

「すべての人が、障害の有無や程度に関わりなく、一人の人間として尊重され、平等な権利を持ち、地域社会の構成員として共に暮らすまちづくり」
(第3次箕面市障害者市民の長期計画「基本理念」より)

誰もが住み慣れた"まち"で「共に暮らす」を実現するために、箕面市では福祉のまちづくりを進めています。

共に学び,共に育つ

障害のある児童生徒が当たり前
に地域の小中学校に通い、すべての児童生徒が、「共に学び、共に育つ」ことが出来るよう環境を整備しています。

- ・ 支援教育介助員を配置
- ・ 障害のある児童生徒の通学支援
- ・ 医療的ケア対応のための看護師を配置
- ・ 全小中学校にエレベータを設置
- ・ 全教室にエアコンを設置

住まう

施設に入所するのではなく、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、必要なサービスを展開しています。

- ・ 障害者の日常生活を支えるためにサービス提供基盤を整備充実
- ・ 障害者が地域で暮らすためにグループホームの整備を推進
- ・ 障害者の活動を支え幅を広げるためにオレンジゆずるバスやタクシーを運行

活動

地域で自分らしい日中の活動が営めるように支援を行っています。

- ・ 箕面市立の障害者の日中の活動の場を整備運営(4ヶ所)
- ・ 日中の活動の場を提供する民間の障害者事業所を支援
- ・ 障害者の日中の活動を支えるために官民の相互連携を強化充実

就労

地域で自立した生活を送るために、障害者が社会に参加できる環境を目指し、当たり前
に就労できる環境を整備しています。

- ・ 一般財団法人箕面市障害者事業団を核とした関係機関連携による就労支援の実施
- ・ 事業主の理解促進と職場実習の機会拡大
- ・ 一般の企業で勤めることが難しいかたのために最低賃金を保障した働く場の提供推進

障害者の日常を支える市内サービス基盤

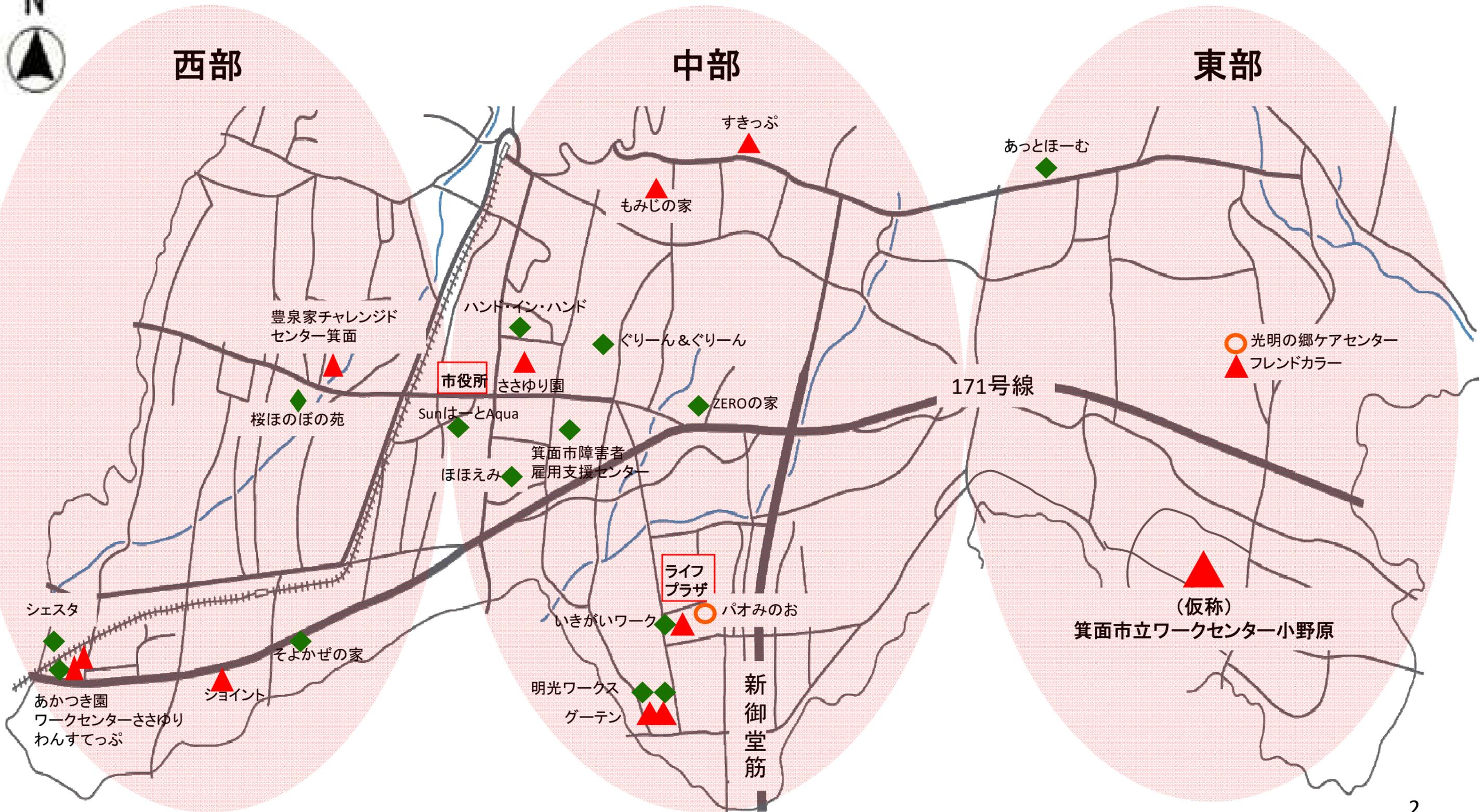
※令和元年11月22日時点



西部

中部

東部



障害者の日常を支える市内サービスの種類

種類	西部		中部		東部		
	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	
▲ 生活介護	4	133	6	148	1	20	
○ 地域活動支援	0	0	1	20	1	10	
◆ 就労系サービス	4	80	9	192	1	20	
合計	各値	8	213	16	360	3	50
	施設数の計	27					
	定員数の計	623					

※令和元年11月22日時点

生活介護（活動）

高齢者のデイサービスのように施設に通い、昼食や入浴、排せつなど身体的な介護を受けながら、絵画、フェルトやビーズでの日用雑貨作りなど、創作活動の機会を提供します。

なお、(仮称)箕面市立ワークセンター小野原は、このサービス提供基盤となる予定です。

地域活動支援（活動）

障害者がいつでも好きな時間に好きなことができるようスペース提供し、来られた方には相談に応じたり、創作活動の機会を提供します。

就労系サービス（就労）

クッキーやパンの製造や販売、ゴミ袋の梱包や配送、タオルの箱詰めなど、就労の機会を提供します。

生活介護の一日のスケジュール（例）

8:30 送迎開始（通所）

※5～10台の車輛（予定）で、
ご利用者をお迎えに上がります。

10:00 朝ミーティング、活動準備

10:30 午前の活動

屋内：絵画, 雑貨作りなど
屋外：散歩など
※屋外活動は1グループ利用者4人,職員2～4人程で行います。

12:00 昼食・休憩

13:30 午後の活動

屋内：絵画, 雑貨作りなど
屋外：散歩など
※屋外活動は1グループ利用者4人,職員2～4人程で行います。

15:30 夕方ミーティング、退所準備

17:00 送迎終了（退所）

※5～10台の車輛（予定）で、
ご利用者をお送りします。

生活介護の利用者

I. 生活介護の利用者

生活介護の利用者は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等により、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方で次に該当する方

- (1) 障害支援区分が区分3以上
- (2) 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上
- (3) 障害者支援施設に入所する方であって障害支援区分が区分4(50歳以上の場合は区分3)より低い方のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市区町村が利用の組み合わせの必要性を認めた方

とされています。

障害の種別(身体、知的、精神)は問いません。

II. 生活介護での活動の例(箕面市立障害者自立支援センターでの活動)



創作活動

(絵画や工作等に取り組みます 何かを作り上げていくという達成感も大切にしています)



エアーマット活動

(エアーマットの上でとんだり跳ねたりは、意外と結構な運動量になります)



所外活動

(普段はなかなか行けない場所へ出かけて、いつもとは違う体験をします)



プール活動

(プールはみなさんが楽しみにしておられる活動のひとつです 楽しみながら運動になる一石二鳥です)



ウォーキング活動

(春や秋には外出してのウォーキングも気持ちいいものです でも、これも大切な運動メニューのひとつです)



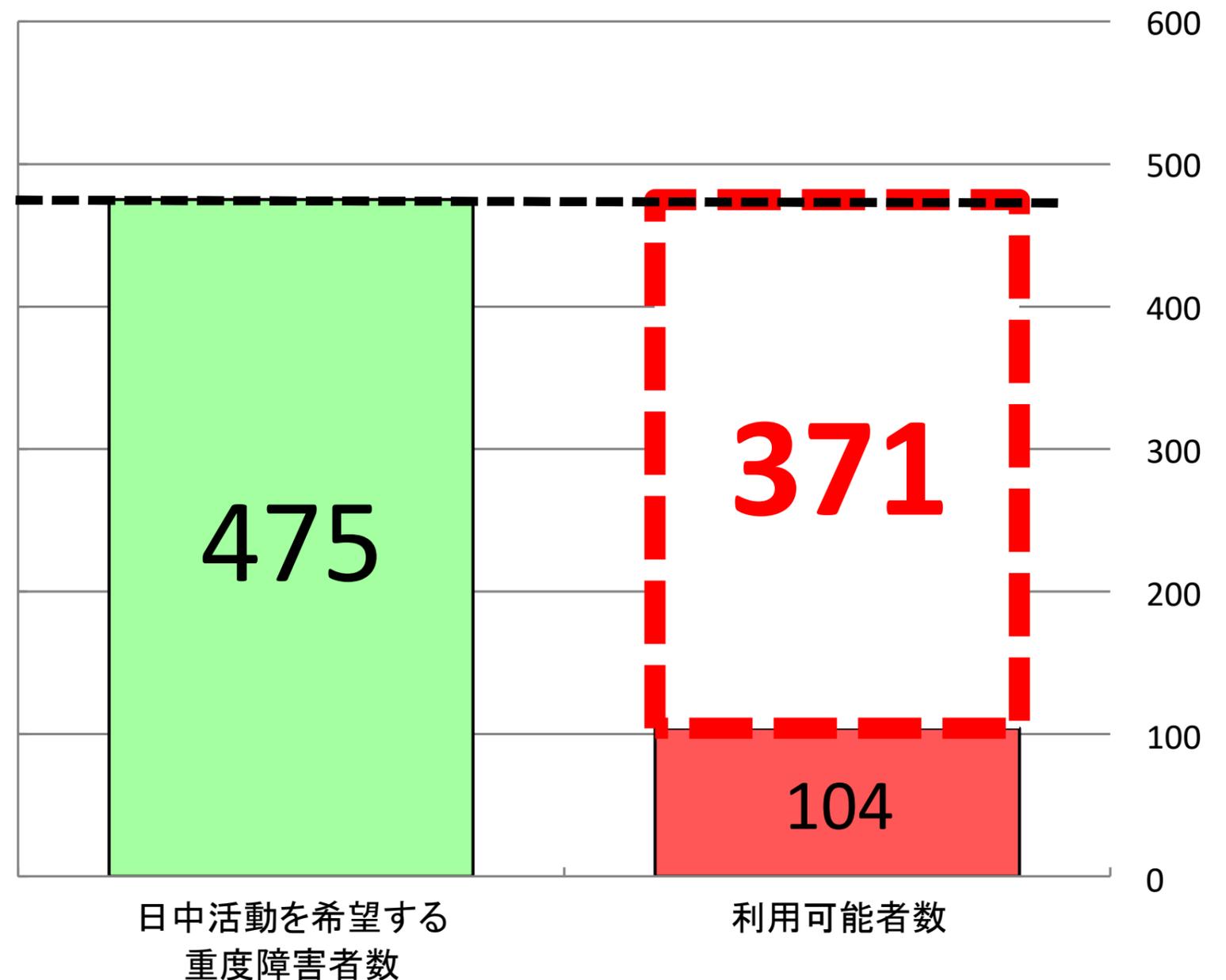
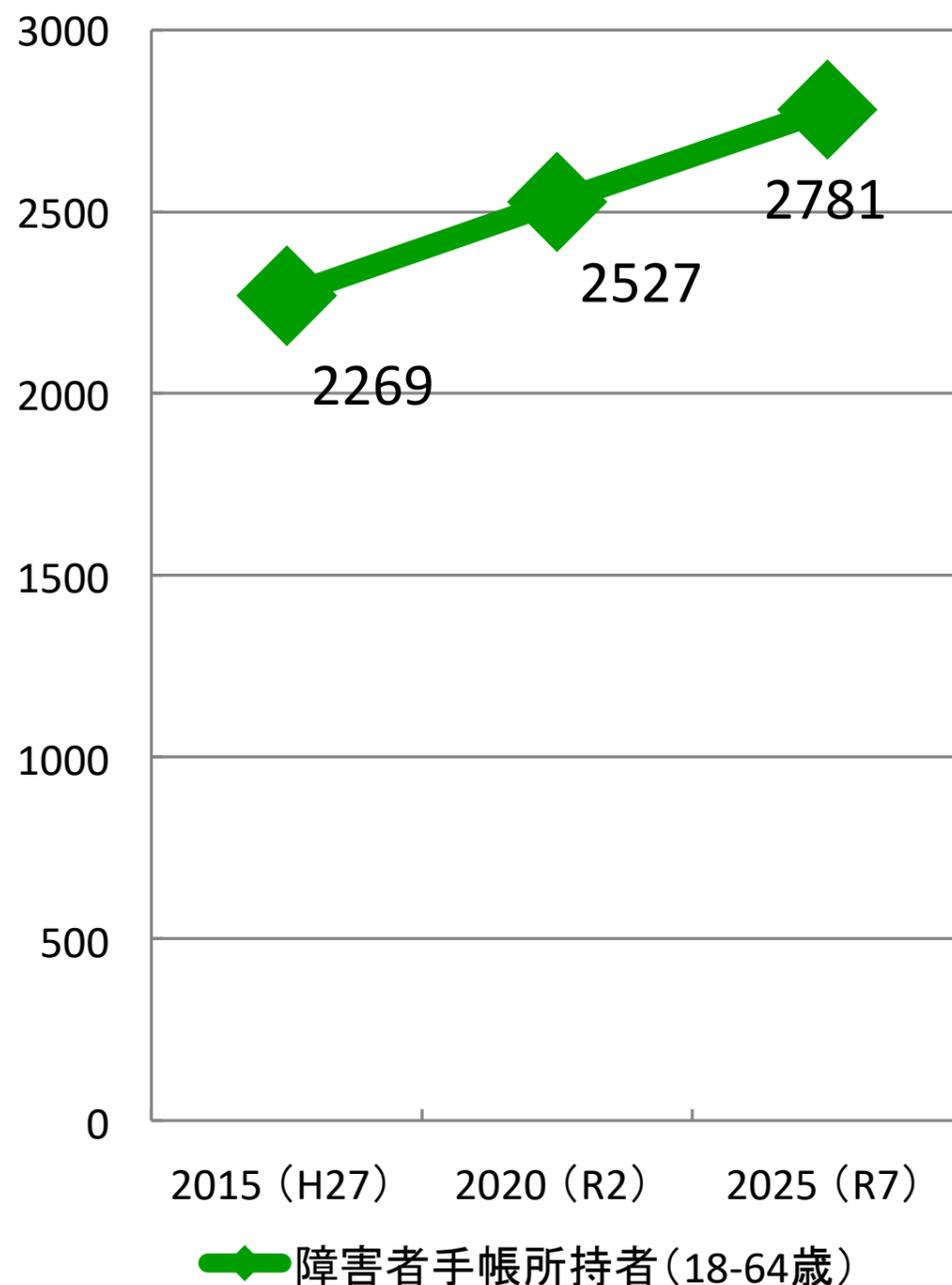
買い物活動

(施設内で使う物を買に行ったり、自分の工賃で好きな物を買ったり、お金の受け渡し、これも大切な活動です)

なぜ障害者施設を作るのか

障害者手帳所持者は、箕面市の人口と共に増加すると見込まれ、生活介護を利用する重度障害者は、2025年には475人を推計しています。生活介護を利用できない重度障害者が371人となる見込みです。

(平成29年(2017年)6月発行 重度障害者のための生活介護事業所整備構想(たたき台)より)



生活介護の不足371人分について、まずは240人分の整備を目指します。
残り131人分の整備については、状況を見極め、検証のうえ整備します。

(平成29年(2017年)6月発行 重度障害者のための生活介護事業所整備構想(たたき台)より)

整備時期	整備施設	利用定員
1期	(仮称)箕面市立ワークセンター小野原建設	60人
	既存施設建て替え	60人
2期	新施設建設	60人
	新施設建設	60人

(仮称)箕面市立ワークセンター小野原の概要①(場所)



(仮称)箕面市立ワークセンター小野原の概要②(建物)

地番：箕面市小野原西五丁目1829番、1837番

敷地面積：約980m²

延床面積：約1100m²

建物階層：3階建

建物構造：鉄骨造または鉄筋コンクリート造

着工時期：2020年（令和2年）後半に着工予定

竣工時期：2022年（令和4年）春頃予定

運営者：公募により社会福祉法人等

